

佐渡市変動型最低制限価格の設定に関する事務取扱要領の一部を改正する訓令

新旧対照表

新	旧
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(下限価格)</p> <p>第3条 下限価格は、入札案件ごとに設定し、下限価格未満の入札は、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性の高いものとして無効とする。</p> <p>2 下限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた入札書比較価格。以下同じ。）に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。</p> <p>(1) 建設工事 100分の85</p> <p>(2) 建設コンサルタント等業務 100分の65</p> <p>(3) その他業務 100分の65</p> <p><u>3 工事等の性質上前項に規定する割合により難いときは、同項の規定にかかわらず市長が定める割合とする。</u></p> <p><u>4</u> 予定価格を入札執行前に公表するときは、予定価格と併せて下限価格を公表するものとする。</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(下限価格)</p> <p>第3条 下限価格は、入札案件ごとに設定し、下限価格未満の入札は、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性の高いものとして無効とする。</p> <p>2 下限価格は、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いた入札書比較価格。以下同じ。）に次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その金額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り上げる。</p> <p>(1) 建設工事 100分の85</p> <p>(2) 建設コンサルタント等業務 100分の65</p> <p>(3) その他業務 100分の65</p> <p>(加える。)</p> <p><u>3</u> 予定価格を入札執行前に公表するときは、予定価格と併せて下限価格を公表するものとする。</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>